

議案第 35 号

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市消防団の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第223号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長(以下「団長」という。)は<u>消防団の推薦に基づき</u>市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に<u>居住し、</u>又は勤務する年齢18歳以上の者</p> <p>(2) <u>意志が強く、健康で、団員として適任である者</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長(以下「団長」という。)は市長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に<u>居住</u>又は勤務する年齢18歳以上の者</p> <p>(2) <u>志操堅固、身体強健であって、団員として適任者である者</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。